

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第 11 号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	国家公務員に係る令和 8 年 4 月の非常勤職員の休暇制度等の見直しを踏まえ、本市学校職員における会計年度任用職員の年次有給休暇及び骨髄液提供に係る特別休暇の制度について、国家公務員との権衡を図った措置を講ずる所要の改正をおこなうため、本件を提出するものである。
議案 (報告) の 概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 会計年度任用職員に係る年次有給休暇について、付与の対象を最初の任用の日から起算して「6 月を超える」継続した期間の任用が見込まれるものと規定しているが、その見込期間を「6 月以上」に改めるもの (2) 会計年度任用職員に係る骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録を受ける場合等における特別休暇について、無給から有給に改めるもの 2 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
備 考	

議案第11号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部について、次のとおり改正する。

令和8年3月27日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項中「を超過て」を「以上」に改める。

第13条第7項中「及び第20号」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（年次有給休暇）</p> <p>第10条 1～6 （略）</p> <p>7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の年次有給休暇は、新たに職員となった日から起算して継続して6月を超えて勤務することとなる場合に限り、与えるものとする。この場合において、別表第1に定めるその者の年次有給休暇の日数が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項から第3項までの規定による年次有給休暇の日数に満たない場合は、第1項の規定にかかわらず、当該日数をその者の年次有給休暇の日数とする。</p> <p>8・9 （略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>第13条 1～6 （略）</p> <p>7 会計年度任用職員が前条第1項第1号及び第20号に規定する特別休暇を受ける場合は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第13条ただし書に規定する事由に該当しないものとする。</p>	<p>（年次有給休暇）</p> <p>第10条 1～6 （略）</p> <p>7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の年次有給休暇は、新たに職員となった日から起算して継続して6月以上勤務することとなる場合に限り、与えるものとする。この場合において、別表第1に定めるその者の年次有給休暇の日数が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項から第3項までの規定による年次有給休暇の日数に満たない場合は、第1項の規定にかかわらず、当該日数をその者の年次有給休暇の日数とする。</p> <p>8・9 （略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>第13条 1～6 （略）</p> <p>7 会計年度任用職員が前条第1項第1号に規定する特別休暇を受ける場合は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第13条ただし書に規定する事由に該当しないものとする。</p>